

補助金調書

補助金名	緑化対策事業補助金			担当課 (連絡先)	住宅都市局みどりのまち推進部 みどり推進課 (TEL 092-711-4424)	
交付先	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体	危険ブロック塀の除去後に生垣化する者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	通年			
(公募の場合) 応募要件	・本市が実施する調査により倒壊の危険性が高く危険と判断されたブロック塀等の所有者であること。 ・市税の滞納をしていないこと。 ・当該敷地内で過去に当該補助金を受けたことがないこと。 ・補助対象者(法人の場合は役員を含む)が暴力団員でないこと。					
(非公募の場合) 非公募の理由	/					
補助開始年度	平成18	年度	経過年数	9	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	・平成17年3月に発生した福岡西方沖地震の後本市が行った調査により、市内に倒壊の危険性が高いブロック塀が多数存在することが判明したことを受けて、危険ブロック塀等を除去する際に生垣化するものに対し、その費用の一部を助成することにより、本市における災害時の安全確保と緑のまちづくりを促進することを目的とする。 ・補助対象事業は申請時に未着工で同年度内に完成する生垣等設置工事で、次のいずれかに該当するものとする。 (1)本市が実施するブロック塀等除去費補助事業の施工者が、危険ブロック塀等を除去し、ブロック塀等に換えて生垣化するもの。 (2)本市が実施した調査により、倒壊の危険性が高く早急に除去する必要があると認められたブロック塀等の所有者または管理者が、危険ブロック塀等を除去し、ブロック塀等に換えて生垣化するもの。					
補助金の終期	28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する理由	/					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 生垣等を設置するのに要する費用のうち、以下に示すものを対象とする。 (1)植物材料費(樹木、つる性植物を含む。) (2)支柱、柵等の設置に要する経費(竹、木材等によるもの。金属・石材によるフェンス、塀等は除く。) (3)土壌改良に要する費用 <input type="checkbox"/> その他 ・生垣等とは、高さ0.8m以上の樹木により間隔0.5m以内で列植したもの、若しくは柵・フェンス等につる性植物を3本/1m以上で這わせたものとする。 ・助成金額は、1件当り100,000円を上限とし、設置する生垣等の長さ(m)に6,000円を乗じた額と生垣設置に要する費用(見積もり)の1/2に相当する額を比較し、どちらか低い額。					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	/					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	0 件	1 件	1 件		
	300 千円	0 千円	100 千円	33 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	前年度は助成実績なし。					
補助金交付 による効果	危険ブロックを除去する際、維持管理コストやメンテナンスの手間が少ないコンクリートブロックを再設置する事例が多いが、生垣化する者に対してその費用の一部を助成することにより、事業者の費用面での負担を軽減し、本市における災害時の安全確保と緑のまちづくりを促進する。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。